

議案第十五号

港区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

港区青少年問題協議会条例（昭和四十年港区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（会長及び副会長）」に改め、同条第五項中「および」を「及び」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

会長は、区長をもつて充てる。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法

律（平成二十五年法律第四十四号）の施行による地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部改正に伴い、青少年問題協議会の会長を定めるため、本案を提出いたします。